



オミクロン株対応ワクチンの接種間隔の短縮に伴う接種券送付について

予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、オミクロン株対応ワクチンによる接種について、3回目以降の接種間隔が5か月から3か月に短縮されることとなりました。これに伴い、該当者の接種券を次のとおり発送します。

また、オミクロン株（BA. 5）対応ワクチンの接種を11月1日から開始します。

1 接種間隔

従来型ワクチンからオミクロン株対応ワクチンまでの接種間隔を3か月以上とする。

（改正前）5か月以上

2 接種対象者（変更なし）

従来型ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

ファイザー社製ワクチン	12歳以上の方
モデルナ社製ワクチン	18歳以上の方

3 適用日

令和4年10月21日（金）

4 接種券発送予定

7月までに2～4回目接種を完了した方	約42,000人	10月27日発送予定
8月までに2～4回目接種を完了した方	約27,000人	11月11日発送予定

※以降、従来型ワクチンを接種した方に、前回接種日から3か経過する前月末に接種券を発送します。なお、接種券の発送は、特例臨時接種実施期間（令和5年3月31日まで）に接種が可能となる方を対象として、順次送付する予定です。